

# 第三期特定健康診査等実施計画

---

トヨタ販売連合健康保険組合

最終更新日：平成 30 年 04 月 03 日

## 特定健康診査等実施計画（平成30年度～平成35年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	・加入者の高齢化により保険給付費が増加傾向 （保険給付費はH25→28で8億円増加） （1人当りは7千円増加） （平均年齢は0.7歳増加） ・20-60代の医療費割合は、加齢により生活習慣病が増加、各年代歯科が多い ・生活習慣病医療費は、がん・高血圧・糖尿病が高い →高血圧・糖尿病とも50代がピーク	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診による病気の早期発見・早期治療                              →人間ドック、すこやか健診、がん検診等の追加検査費用補助継続</li> <li>・糖尿病重症化予防や保健指導で生活習慣病の悪化を防ぐ</li> <li>・無料歯科健診で定期的な健診機会の提供（PR継続）</li> </ul>
No.2	・1人当り医療費はH25→28で各年代とも増加 ・前期高齢者の1人当り医療費は全世代平均の約3倍	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期高齢者対策事業としてヤクルトレディによる訪問・健康情報提供を追加(試行実施)し、個人のヘルスリテラシー向上</li> <li>・その他のアプローチ方法検討</li> </ul>
No.3	・0-10代（子供）の医療費は、呼吸器・歯科が依然として高い	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象を0代に変更し、呼吸器・歯科対策事業（手洗い・うがい・歯みがきキャンペーン）を継続</li> <li>・無料歯科健診で定期的な健診機会の提供（PR継続）</li> </ul>
No.4	・生活習慣病医療費は、がん・高血圧・糖尿病が高い →がん医療費は、人間ドック・すこやか健診の基本検査項目である消化器(胃・大腸)・肺以外で、乳・子宮・前立腺ががん全体の35%を占める	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・人間ドック・すこやか健診の追加検査として女性の乳・子宮がん、55歳以上男性の前立腺がん検査費用を100%補助（継続）</li> </ul>
No.5	・被保険者は98.4%で国目標を超えているが、被扶養者は54.8%と低く、全体では85.6%で国目標を下回る ・単一健保平均と比較すると当組合の方が高い	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・未受診の被扶養者には、以前よりアンケート送付や再三の受診勧奨を実施し、受診率は頭打ちの状態。被扶養者に対する健康管理の意識付け方法検討</li> </ul>
No.6	・運動習慣のある人の割合が低い	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動習慣等、各人のヘルスリテラシー向上のための取組み要（健康年齢等）</li> </ul>
No.7	・保健指導実施率がH29は15～20%と低くなる見込み ・H28特定保健指導による特定保健指導対象者の減少率は30%を超え、単一健保平均を上回った （ただし、H28は2回以上対象者の参加率が低く、指導の効果が出やすい人が多かったことも起因） ・初回面談後のアンケートでは、肯定意見が約9割	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年連続積極的支援該当者（かつ1年目終了し一定以上の数値改善者）は動機付け支援で実施、モデル実施の導入等、事業所とも相談し、各人が参加・取組みやすいプログラム検討</li> </ul>
No.8	・ジェネリック使用率は72.6%と国目標を上回る ・2020年の国目標80%は未達	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年の国目標80%に向けPR方法等検討</li> </ul>
No.9	・メンタルヘルス講師派遣後のアンケートでは、肯定意見が約9割	→ <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の意向も踏まえ、講師の増員や補助内容等検討</li> </ul>

基本的な考え方
<p><b>1 特定健康診査等の基本的考え方</b>                      日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。                      メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。</p> <p><b>2 事業主等が行う健康診断及び保健指導との関係</b>                      従来から、健保組合が行ってきた人間ドック・すこやか健診補助制度をもとに、当健保組合と事業主が共同で実施する共同定期健診を契約健診機関で行う。                      事業者のみで健診を実施した場合は、当健保組合はそのデータを事業主から受領する。                      保健指導は、当健保組合が契約した保健指導専門機関及び健診機関に委託して行う。</p> <p><b>3 特定保健指導の基本的考え方</b>                      生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。                      そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。</p>

<b>特定健診・特定保健指導の事業計画</b>
-------------------------

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4, No.5



<b>事業の概要</b> 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者 方法 ・事業主へ受診対象者リスト送付（年度開始前3月） ・事業主へ未受診者リスト送付（年度途中12月、年度終了後4月（再）） 体制 ・指定医療機関の人間ドック・すこやか健診・共同定期健診の一部費用補助 ・指定医療機関外の健診結果回収（事業主に依頼） ・㈱メイケイのASPシステムにて健診結果を管理（退職後のデータ提供・加入前の健診データ管理が可能）		<b>事業目標</b> 生活習慣病の早期発見・早期治療（特定保健指導対象者減少）						
		評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		アウトカム指標	22.7%	22.5%	22.3%	22.1%	21.9%	21.7%
		アウトプット指標	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
		特定健診受診率	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
<b>実施計画</b> H30年度 事業主と連携し、定期健診受診者は確実に結果を回収 H33年度 継続実施		H31年度 継続実施 H34年度 継続実施		H32年度 継続実施 H35年度 継続実施				

2 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.4, No.5



<b>事業の概要</b> 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者 方法 ・対象者自宅へ健診補助案内送付（年度開始前3月：対象者全員、11月頃：健診未受診者（再）） ・ホームページ、機関紙等で健診補助内容掲載 体制 ・指定医療機関の人間ドック・すこやか健診・地域巡回健診の一部費用補助 ・特定健診（集合契約）の全部費用補助 ・指定医療機関外の健診結果回収（健診補助案内に注意書き） ・㈱メイケイのASPシステムにて健診結果を管理（退職後のデータ提供・加入前の提供データ管理が可能）		<b>事業目標</b> 生活習慣病の早期発見・早期治療（特定保健指導対象者減少）						
		評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		アウトカム指標	9.50%	9.46%	9.42%	9.38%	9.34%	9.30%
		アウトプット指標	56.4%	59.0%	61.6%	64.4%	64.6%	64.8%
		特定健診受診率	56.4%	59.0%	61.6%	64.4%	64.6%	64.8%
<b>実施計画</b> H30年度 対象者自宅へ健診補助案内を送付し、受診勧奨を実施。受診率向上を目指す。 H33年度 継続実施		H31年度 継続実施 H34年度 継続実施		H32年度 継続実施 H35年度 継続実施				

3 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.1, No.2, No.5, No.7



<b>事業の概要</b> 対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者 方法 - 体制 -		<b>事業目標</b> 指導終了者の特定保健指導該当者率減少						
		評価指標	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
		指導終了者の特定保健指導該当者率減少率	30%	30%	30%	30%	30%	30%
		アウトプット指標	55.0%	55.4%	55.8%	56.2%	56.8%	57.4%
		特定保健指導実施率	55.0%	55.4%	55.8%	56.2%	56.8%	57.4%
<b>実施計画</b> H30年度 ・健康経営に取組む事業主等を訪問し、指導実施体制の確認・相談。・実施期間6ヶ月→3ヶ月に変更・2年連続積極的支援該当者（かつ1年目終了し一定以上の数値改善者）は動機付け支援に変更・モデル実施導入 H33年度 継続実施		H31年度 継続実施 ※平成30年度プログラム変更後の確認（実施率・減少率・事業所ニーズ等） H34年度 継続実施		H32年度 継続実施 H35年度 継続実施				

特定健康診査・特定保健指導								
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	30,890 / 35,500 = 87.0 %	31,680 / 36,000 = 88.0 %	32,570 / 36,600 = 89.0 %	33,480 / 37,200 = 90.0 %	34,120 / 37,800 = 90.3 %	34,770 / 38,400 = 90.5 %
		被保険者	25,250 / 25,500 = 99.0 %	25,840 / 26,100 = 99.0 %	26,530 / 26,800 = 99.0 %	27,230 / 27,500 = 99.0 %	27,920 / 28,200 = 99.0 %	28,610 / 28,900 = 99.0 %
		被扶養者 ※3	5,640 / 10,000 = 56.4 %	5,840 / 9,900 = 59.0 %	6,040 / 9,800 = 61.6 %	6,250 / 9,700 = 64.4 %	6,200 / 9,600 = 64.6 %	6,160 / 9,500 = 64.8 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	3,450 / 6,270 = 55.0 %	3,530 / 6,370 = 55.4 %	3,620 / 6,480 = 55.9 %	3,710 / 6,600 = 56.2 %	3,800 / 6,690 = 56.8 %	3,890 / 6,780 = 57.4 %
		動機付け支援	1,110 / 2,120 = 52.4 %	1,140 / 2,170 = 52.5 %	1,180 / 2,230 = 52.9 %	1,220 / 2,290 = 53.3 %	1,260 / 2,340 = 53.8 %	1,300 / 2,380 = 54.6 %
		積極的支援	2,340 / 4,150 = 56.4 %	2,390 / 4,200 = 56.9 %	2,440 / 4,250 = 57.4 %	2,490 / 4,310 = 57.8 %	2,540 / 4,350 = 58.4 %	2,590 / 4,400 = 58.9 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

個人情報の保護
<p>当健保組合は、トヨタ販売連合健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。  当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。  当健保組合のデータ管理者は、事務長とする。またデータの利用者は当組合職員に限る。  外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。</p>
特定健康診査等実施計画の公表・周知
<p>当健保組合ホームページに掲載し、本計画の公表・周知を行う。</p>
その他
-